

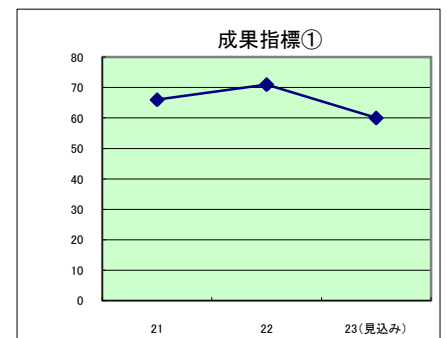
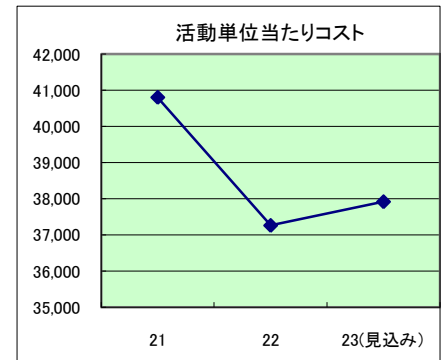
平成 23 年度 事務事業評価シート(平成 22 年度実施事業)

整理番号

保健06

事務事業名		南河内圏域障害児（者）歯科診療所事業 負担金事業		会計	1	一般会計	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	2	健康で生き生きと暮らせるやさしいまち	款	4	衛生費	
	施策(節)	1	保健・医療	項	1	保健衛生費	
	施策の方向	(4)	医療体制の充実	目	1	保健衛生総務費	
				事業	1	保健衛生管理	
関連する計画等				作成部署		保健福祉部保険健康室健康増進課	
対象（誰を・何を）				連絡先		072 - 958 - 1111 内線 5150	
障害のある方で、地域の歯科診療所での歯科治療や口腔衛生指導が困難な方							
意図（どういう状態にしたいのか）							
適切な歯科治療や口腔衛生指導が受けられるようにする。							
事業の内容							
南河内6市2町1村による共同事業。 河内長野市立休日診療所において、毎週木曜日の午後1時から5時まで実施している（予約制）。 知的障害者や身体障害者の適切な歯科治療を受診できるように、専用機器を設置し専門研修を受講した歯科医師と歯科衛生士が診療および口腔衛生指導を行っている。							
根拠法令等							
事業開始時期							
☐ 昭和 20 年開始 ☐ 明確にはわからない ☐ 終了年度 平成 年度 ☒ 平成 ☐ 市制施行（昭和34年）以前より行っている							
事業開始時からの状況変化							
障害児（者）の歯科診療は、施設等の制約により一般歯科診療所での診療が困難であることが多く、当該事業の開始により、より有効な診療を受診できるようになった。							
市民や議会の要望							
実施手法							
☐ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☒ 補助金・助成金 ☐ その他（ ）							
委託先							
☐ 市外郭団体委託 名称（ ） ☐ 民間委託 ☐ その他							
委託内容							

区 分		21年度	22年度	23年度
		(実績)	(実績)	(見込み)
事業費【1】 (千円)		1,965	1,754	1,824
人件費【2】 (千円)		75	72	72
職員数	正規職員	0.01 人	0.01 人	0.01 人
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		2,040	1,826	1,896
財源内訳	国費 (千円)			
	府費 (千円)			
	市債 (千円)			
	その他 (手数料・使用料等) (千円)			
	一般財源 (千円)	2,040	1,826	1,896
活動指標(事業の活動実績)【B】 単位		21年度	22年度	23年度(見込み)
① 診療日数	日	50	49	50
②				
③				
活動単位当たりコスト (【A】 / 【B】 ①)		40,800 円	37,265 円	37,920 円
市民1人当たりコスト (【A】 / 人口)		17 円	15 円	16 円



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方	平成21年度		平成22年度		平成23年度
	①	羽曳野市民の外来患者 (式)	人	羽曳野市民で、当該診療所により受診した患者数	目標	30	30	達成率(%)	60
					実績	66	71	236.7%	
	②	(式)			目標			達成率(%)	
					実績				

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	誰もが適切な歯科治療を受診できる体制を確保するのは行政の役割である。

視点	分析のためのチェック点				はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
妥当性	市民ニーズが高い				☒	☐	☐	障害児（者）においては、口腔内を清潔に保つことが困難な場合が多く、う蝕・歯周病等の疾患が発生しやすい。また、一般の歯科診療所では施設等の制約があり、障害者（児）の受入れが困難な場合が多く、行政として安心して治療を受け入れる体制の確保が必要。
	市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない				☒	☐	☐	
	社会情勢の変化に対応している				☒	☐	☐	
	他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない				☒	☐	☐	
	国・府の事業と重複していない				☒	☐	☐	
	事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい				☒	☐	☐	
	緊急性が認められる				☐	☐	☒	
効率性	単位コストが適切である（経年、他市比較など）				☒	☐	☐	圏域内の歯科医師会の協力により、輪番に出務し、診療を実施しているなど南河内全域の広域的な取り組みであり効率的な運営が図られている。
	受益者負担の割合は適当である				☐	☐	☒	
	人員を削減する余地がない				☒	☐	☐	
	事業費を削減する余地がない				☒	☐	☐	
	簡略化できる方法や手段がない				☒	☐	☐	
	市の他事業と重複していない				☒	☐	☐	
	民間活力（民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど）の活用について検討の余地がない				☐	☐	☒	
有効性	上位の施策（目的）が明確である				☒	☐	☐	障害児（者）の健康と安心を確保していくうえで必要な事業と位置付けている。
	上位の施策（目的）への貢献度が高い事業である				☒	☐	☐	
	成果を向上させる余地がない				☐	☒	☐	
	市民の視点にたってサービスが提供されている				☒	☐	☐	
協働性	事業の企画、立案に市民が参加している				☒	☐	☐	南河内圏域障害児（者）歯科診療事業実務者連絡会に医療関係者の参加により、市民の意見反映に努めている。
	事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている				☒	☐	☐	
	事業の実施について積極的に市民の意見を反映している				☒	☐	☐	
	事業の実施に市民の参加、協力が得られている				☐	☐	☒	
達成度	成果指標の目標値は適正である				☒	☐	☐	平成２２年度は受診者数も増加し、事業の必要性・有効性を如実にしめたものとなった。
	成果指標の実績値は目標値以上である				☒	☐	☐	
	成果指標は前年度より向上している				☒	☐	☐	

担当部局評価	総合評価	
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
	評価の理由	
	平成20年10月から事業が開始され端緒についたばかりであるが、障害者（児）が安心して歯科診療及び口腔衛生指導を受けられるようになったことで、広く市民の健康と安心の確保につながっている。	
	今後に向けて（取組方針、具体的な改善改革案など）	
行革本部評価	事業の安定運営のため、南河内圏域障害者（児）歯科診療事業実務者連絡会等を通じて医療関係者や関係行政機関との緊密な連携を図り、対象者への周知を図っていく。	
	総合評価	評価理由・意見
行革本部評価	☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	